

第24期第32回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年1月5日(木曜日) 13:30~15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第10番	古川一豊
第2番	岡田充	第11番	高橋征三
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第18番	松木ワカ子
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第7番	高橋眞次
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	池田辰夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実

(3) 欠席委員 5人

農業委員	第9番	宇野賀津美
農業委員	第13番	曾我部英敏
農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第8番	藤田隆
推進委員	第14番	神野鉄治

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 近藤 弘 二 事務局次長 藤田 美保
会計年度任用職員 齊藤 麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の進捗状況について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員16人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

新年あけましておめでとうございます。本年も引き続きよろしくお願いたします。本年は非常に暖かい年明けでございました。令和5年の干支は卯で、昔から言われているのが寒さが緩み、植物が出てくるのを促すという意味があると言われておりまして、それまでの努力が実を結んで勢いよく成長して飛躍するような年になれるようにと考えおります。特に卯ですから元気に跳ね回り全てに正しく筋を通していけば繁栄に繋がっていきますが、これを誤ると紛糾して動乱を招くと言われております。これは、ことわざではございますが我々の農業委員の任期も今年の7月19日で24期が終了します。その中で我々の仕事として農地の台帳調査があり、

また、任期満了に向けて市長へ24期としての意見書の提出にかかる意見書の作成も残っておりますので引き続きご尽力をいただけたらと思います。それでは、ただいまから第32回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「新居浜市農業施策に関する意見書の進捗状況について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において松木 ワカ子 委員と山口 三七夫 委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第5号までは意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田1筆、820.00平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

1番の(1-1)さんの新規設定が1件。期間は、4年9か月間。利用権の種類は、使用貸借権が1件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。御審議

よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤事務局長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、1番から3番までの3件でございます。

4ページをお開きください。

1番、大生院字喜来、畑2筆、合計528平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は、申請地の隣接地を耕作しており、経営規模拡大を図るため申請地を取得する目的で第3条申請が提出されたもので、既耕作地と一体での利用を予定しております。

2番、神郷一丁目及び神郷二丁目、田2筆、合計1,050平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は、これまで申請地周辺で3反7畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため申請地を取得する目的で第3条申請が提出されたもので、作付けは水

稲を予定しております。

5 ページを御覧ください。

3 番、大生院字川口、畑 1 筆、1,120 平方メートル、譲受人は（2-3）さんです。

譲受人は、農地所有適格法人として申請地周辺で 7 反 6 畝ほどの農地を所有、耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため申請地を取得する目的で第 3 条申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しております。なお、議案書に記載のとおり農地所有適格法人の要件もすべて満たしております。

以上、1 番から 3 番の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。御審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、1 番は伊藤 慎吾 委員から、2 番は小野 義尚 委員から、3 番は渡邊 勝俊 委員が本日欠席のため事務局から、それぞれ報告をいただきます。まず、伊藤委員お願いします。

伊藤(慎)委員

(2-1) さんの農地が申請地に隣接しています。隣接地でも現在野菜を耕作していて、経営規模拡大のため申請地を取得するという点で特に問題ありません。

藤田会長

ありがとうございました。続いて、小野(義)委員お願いします。

小野(義)委員

1 2 月 7 日に現地確認に行きました。譲渡人の(2-3)さんですが、お父さんが亡くなられて後継者もないということで、隣の(2-2)さんに耕作してもらえないかと

ということで、1筆は20メートルくらいの距離で、線路を挟んでもう1筆という状況です。(2-2)さんのお母様は稲作の後に野菜を作っているのですが、離れた場所で作りますので、今回の申請でより近くで作れるということです。調和要件も問題なく許可しても支障ないと思いますので御審議のほどよろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。続いて、事務局からお願いします。

近藤事務局長

本日、渡邊委員さんが欠席ですので事務局から御報告いたします。先程ご説明いたしましたように譲受人は農地所有適格法人でございまして今回経営規模拡大を図るという目的で申請されております。申請地につきましては農道が整備された整形な農地でございまして隣地との境界も明確でございます。12月16日に事務局井上が現地を調査いたしました。周辺の農地の利用状況等を調査いたしまして適正に管理された農地であることを確認しております。また、地元の渡邊委員さんも12月28日に現地調査に行かれ、申請地につきましては当該法人が管理を行っている農地でございまして、進入路も確保されており既に果樹が植えられている状態でございます。隣接地もみかん畑であることから特段周辺への影響は問題旨の報告書の提出がありましたことの御報告をさせていただきます。以上でございます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番から3番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤事務局長

議案第3号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は2件です。

7ページを御覧ください。

1番、多喜浜一丁目、畑1筆、申請人は(3-1)さん。内容は宅地拡張、一体利用地として宅地389.99平方メートル及び議案第4号4番で同時申請の田の一部39平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

2番、萩生字本郷、田1筆、申請人は(3-2)さん。内容は宅地拡張、一体利用地として宅地299.54平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、1番及び2番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番及び2番について質疑に入ります。御意見、

御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤事務局長

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は23件です。

9ページを御覧ください。

1番、田の上三丁目、畑1筆、譲受人は(4-1)さん。内容は宅地拡張、一体利用地として、宅地199.03平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

2番、郷三丁目、畑1筆、譲受人は(4-2)さん。内容は建売住宅3戸181.76平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

3番、北内町一丁目、畑1筆、譲受人は(4-3)さん。内容は店舗併用住宅1戸113.60平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

4番、多喜浜一丁目、畑3筆、譲受人は（4-4）さん。内容は自己住宅77.01平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

5番、上原二丁目、畑1筆、譲受人は（4-5）さん。内容は宅地進入路、一体利用地として、宅地799.61平方メートル、山林22.66平方メートル及び公衆用道路23平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

6番、松原町、畑6筆、譲受人は（4-6）さん。内容は賃貸共同住宅3棟710.50平方メートル、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請も同時に提出されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

7番、八幡三丁目、田1筆、譲受人は（4-7）さん。内容は宅地分譲2区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

8番、高田一丁目、田1筆、譲受人は（4-8）さん。内容は建売住宅1戸136.33平方メートル、一体利用地として、公衆用道路213.48平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

9番、星原町、田2筆、譲受人は（4-9）さん。内容は自己住宅156.92平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

1 2 ページをお開きください。

1 0 番、船木字池田、畑 1 筆、譲受人は（4－1 0）さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

1 1 番、萩生字岸ノ下、畑 1 筆、譲受人は（4－1 1）さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

1 2 番、庄内町五丁目、畑 1 筆、譲受人は（4－1 2）さん。内容は宅地分譲 1 区画、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

1 3 ページを御覧ください。

1 3 番、河内町、田 1 筆、譲受人は（4－1 3）さん。内容は宅地分譲 3 区画、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

1 4 番、船木字上長野、田 1 筆、譲受人は（4－1 4）さん。内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

1 5 番、船木字池田、畑 1 筆、譲受人は（4－1 5）さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、権利区分は所有権移転です。農地区分は土地改良事業である圃場事業が実施された農地であるため第 1 種農地と判断されますが、例外許可事由である集落接続に該当しております。

1 4 ページをお開きください。

1 6 番、船木字国領、田 1 筆、譲受人は（4－1 6）さん。内容は建売住宅 3 戸 1 8 8. 7 6 平方メートル、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

17番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は(4-17)さん。内容は貸し事務所併用住宅1戸208.68平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

18番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は(4-18)さん。内容は倉庫1棟265.82平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

なお、17番と18番は一体で造成される予定であり、併せて1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定となることから、都市計画法上の開発許可申請も同時に申請されております。

15ページを御覧ください。

19番、垣生四丁目、畑1筆、譲受人は(4-19)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

20番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は(4-20)さん。内容は自己住宅83.16平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

21番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は(4-21)さん。内容は自己住宅77.01平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は35年です。

16ページをお開きください。

22番、庄内町六丁目、田3筆、譲受人は(4-22)さん。内容は分譲マンション1棟600.48平方メートル、一体

利用地として宅地1,028.03平方メートル及び雑種地495平方メートルがあり、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請も同時に提出されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

23番、多喜浜二丁目、田5筆、譲受人は(4-23)さん。内容は貸し事務所兼作業所1棟2,360平方メートル、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請も同時に提出されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、1番から23番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番から23番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

17ページを御覧ください。

議案第5号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤事務局長

議案第5号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。18ページお開きください。

1番、船木字元船木、宅地3筆、変更内容は事業の承継で、当初計画者は(5-1)さん、承継者が(5-2)さんです。理由等については議案書に記載のとおりとなります。

なお、当該申請地は農地区分が第1種農地にはなりませんが、当初計画で既に造成まで完了しており、また、承継後の計画も第1種農地の例外許可事由である集落接続に該当しております。

当該事案につきましては、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

19ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「新居浜市農業施策に関する意見書の進捗状況について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課及び農地整備課から担当職員をお招きしておりますのでご紹介いたします。

まず、農林水産課から桑内課長です。

農林水産課

桑内課長

農林水産課の桑内と申します。よろしくお願ひいたします。

藤田会長

岡田副課長です。

農林水産課

岡田副課長

岡田と申します。よろしくお願ひいたします。

藤田会長

農地整備課から神野課長です。

農地整備課

神野課長

農地整備課神野でございます。

藤田会長

大野副課長です。

農地整備課

大野副課長

農地整備課の大野です。よろしくお願ひします。

藤田会長

意見書の提出につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、「農業委員会は、その所掌事

務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない」と定められております。この法律に基づき、令和2年7月16日に第23期農業委員が市長に対して意見書を提出いたしました。

それから2年半が経過いたしました。その後、どのように市政に反映されているのか関心を持たれている委員さんも多いと思います。本日は、農林水産課及び農地整備課の担当職員より進捗状況について報告していただき、それらを踏まえまして、我々第24期委員として、どのようなことを関係行政機関等に対する意見として提出していくかについて、まずはテーマ決めるために話し合いをしたいと思います。

それでは、資料としてお配りしております過去の内容について、事務局から説明をお願いします。

藤田事務次長

それでは、資料の説明をいたします。

表紙が第24期第32回新居浜市農業委員会総会資料（農政関係）と書いてある資料をお手元にご用意ください。

まず、資料1ページの【資料1】をご覧ください。これは、過去3期の建議書と意見書のテーマの変遷を表した表でございます。

第21期、22期、23期の全ての期におきまして、（1）担い手の確保と育成、（2）地産地消の推進と食育の充実、（3）有害鳥獣対策支援策の強化、（4）計画的な農業生産基盤整備の実施をテーマにして建議及び意見をしております。

次に資料2ページの【資料2】過去3期の内容をご覧ください。

これは、先ほど【資料1】で見ていただいた、過去3期の建議及び意見の軸となっている担い手・地産地消と食育・有

害鳥獣対策・基盤整備の4つのテーマ別の内容を整理した表でございます。

それぞれ第何期のものか、何番の項目に書かれているか、内容は、建議書及び意見書の内容を箇条書きに整理したものでございます。

内容をまとめているため、若干建議書や意見書と表現が異なっている部分がありますことはご了承ください。内容の個別の説明は、時間の都合で省略させていただきますのでお目通しおき下さい。

つぎに、資料3ページから12ページまでの【資料3、4、5】につきましては、第21期、22期、23期の建議書及び意見書となっておりますので、参考資料としてお目通し下さい。

つぎに、資料13ページから21ページまでの【資料6】につきましては、本日、農林水産課及び農地整備課職員から説明いただきます、前回提出した意見書に対する進捗状況をまとめたものになります。

最後に、22ページの【資料7】についてですが、ここ1～2年の内に提出された他市町の意見書の内容を記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いたしました意見書について、4項目のうち、1から3項目の進捗状況につきまして、農林水産課からご説明をお願いしたいと思います。農林水産課岡田副課長よろしく願いいたします。

農林水産課

岡田副課長

農林水産課の岡田です。意見書の順番に沿って、ご説明申し上げます。

まず、1 担い手の確保と育成についてです。

その内、(1) 新規就農者の育成支援対策についてです。農業次世代人材投資事業につきましては、原則50歳未満

で、要件を満たす新規就農者に給付金の支給を行っております。今年度の予算措置は3名に対し、450万円となっております。

次に、認定農業者の育成につきましては、現在、認定農業者は31経営体で、うち女性が2名、法人が7社です。

次に、近代化資金等利子補給事務といたしまして、認定農業者が金融機関から借り入れた近代化資金等の利子補給を行っております。令和3年度の実績は40万7千円、今年度実績見込額は約33万円となっております。

次に、市ホームページ等による情報発信といたしまして、就農者に対する各種支援策について、県及びJA等関係機関と連携・情報共有し、市ホームページの充実及び積極的な情報発信に努めてまいります。

その他、別の資料には記載しておりますが、令和4年度の新規就農相談会を、2月4日（土）に開催予定としております。就農相談につきましては、希望があれば、農業委員会事務局や農協、愛媛県等関係機関と連携・調整して随時行うことといたしております。

次に、（2）後継者対策です。

「市独自の補助金の創設」については、今年度限りの新規2事業になりますが、まず、農業者事業継続支援事業といたしまして、原油価格高騰等の影響を受ける認定農業者・認定新規就農者29事業者を支援することを目的として、一律4万2千円の交付を進めています。

また、「新居浜市肥料価格高騰緊急支援事業」では、国・県事業への上乗せ補助として化学肥料低減に向けた取組を行う農業者に対し、肥料価格上昇分の1割を支援予定です。

次に、「農業振興担当職員の増員・JA等関係機関と連携した農業推進」についてです。市役所各部局の人員体制につきましては、重要施策の着実な執行を図るため、少数精鋭の基本方針を堅持しつつ、能力主義と適材適所による人事に努めています。

また、営農推進連絡協議会（農林水産課・農業委員会・農地整備課・県東予地方局農業振興課・農業共済組合）を月1度開催し情報共有を図っています。今後においても各機関と連携した農業施策を推進していきます。

次に、（3）定年退職者等への就農支援についてです。

愛媛県立農業大学校が主催で「熟年農業者養成講座」を設けており、概ね60歳以上の人を対象としています。この他、各種相談等に対し、県やJAと情報共有を図りながら、必要に応じた適切な就農支援に努めます。

次に、（4）農作業の請負事業の立ち上げについてです。

愛媛県の担い手総合支援事業において、利用の可能性があるメニューがあることから、県及びJA共同機械利用者部会と相談し対応を協議したいと思います。

次に、（5）人・農地プラン実質化についてです。

市内10地区の実質化された人・農地プランについては、令和4年3月、市ホームページにおいて公表しております。

今後はこのプランを基に、現況を把握するための地図を作成することとされており、農業委員会、JA等関係機関と連携して取り組んでいきます。また、その地図を基に、話し合いにより、10地区ごとに地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成に取り組んでいきます。

続きまして、2 地産地消の推進と食育の充実についてご説明申し上げます。

まず、（1）学校における地産地消推進につきましては、学校給食への農協等を通じた地域農産物利用数量は、令和3年度実績といたしまして、米32%、野菜19%を使用いたしました。今後も、学校給食課及び愛媛県ブランド戦略課と連携し、利用率の向上に努めてまいります。

次に、（2）地元農産物の利用促進につきましては、新居浜市食生活改善推進協議会が実施いたしております「食生活改善・食育推進による新居浜産農産物の消費拡大事業」に助成いたしまして、令和4年度の予算措置は15万円です。

ございます。この事業は、新居浜市食生活改善推進協議会（会長 秦栄子）という市内に26支部・会員約600人の団体が実施する食育事業を支援いたしております、そこで行う料理教室等の食材調達に「四季菜広場」への注文を最優先してお願いいたしております。

また、各種イベントでの地元農産物の使用をお願いいたしておりますが令和2年～4年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響で開催には至りませんでした。例年は10月に総合福祉センターで開催された「生き生き幸せフェスティバル」や12月にイオンで開催された「にいはま農業まつり」のイベントにおきましても、新居浜市で収穫された農産物を最優先で使っていただきました。

次に、新居浜市独自の地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」と地産地消を推進する標語“「いただきます！」今日もおいしい新居浜産”を地元農産物の消費拡大や食育のために活用してまいります。現在、地産地消協力店として5事業所11店舗等を認定しておりますが、今後、協力店の認定を増やし、市民等に新居浜市の地産地消の取り組みを宣伝するとともに、新居浜市産品の生産拡大と消費拡大に努めて参ります。

次に、（3）新居浜産農作物の販路拡大と消費拡大、農業所得の向上については、ふるさと納税の返礼品として、しいたけ、ブルーベリー、旬野菜とフルーツの詰め合わせ等のメニューを用意しました。

続きまして17ページの、3 有害鳥獣駆除支援策の強化についてご説明申し上げます。

（1）有害鳥獣から農地を防護するための対策の予算措置等についてです。

まず、水稻損害防止事業ですが、令和3年度のイノシシによる水稻被害状況につきましては、面積108a、金額45万9千円になりまして、新居浜市鳥獣被害対策協議会員である愛媛県農業共済組合において、侵入防止柵等への助成を実

施しております。

次に、新居浜市鳥獣被害対策協議会においては、イノシシ捕獲用箱わな36基に追加して、令和2年度にニホンザル捕獲機材として箱わなを5基購入し、市内猟友会支部に無償貸与しております。

次に、県の単独事業になりますが有害鳥獣捕獲事業としまして、令和2年度にイノシシ288頭、シカ303頭、サル23頭を捕獲し、総事業費は614万円、うち県補助は242万8千円でありました。令和3年度につきましては、イノシシ201頭、シカ214頭、サル15頭を捕獲し、総事業費は430万円、うち県補助は177万円でありました。

次に、国の補助事業になりますが鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業としまして、猟友会の会員等が行ったイノシシ等の有害鳥獣捕獲に係る経費の助成を行っております。令和2年度は369万5千円、令和3年度は257万9千円の実績となっております。

次に、市単独事業になりますが防護柵設置補助事業としまして、農業者の防護柵設置に係る資材購入費の1/2（上限原則5万円）を補助しております。令和2年度181万円、令和3年度166万円の実績となっております。

次に、同じく市単独事業になりますがサル追い払い対策事業としまして、自治会等に動物駆逐用煙火を配布し、ニホンザルの追い払いを支援しております。令和2年度は新規配布51名、令和3年度は新規2名に対し配布を行いました。

なお、補助率のアップについては、原油、木材と同等に鉄価格も高騰しており、ワイヤーメッシュ関係資材についても価格が上昇しております。そのため補助率改善に向けた協議を行ったものの、価格高騰の影響は他の補助制度にも及んでおり、現時点で本制度を対象とした補助率の改善は難しいとの判断になりましたが、引き続き資材価格等を注視し、補助率アップに向けた検討を行っていきたいと考えております。

次に、（2）狩猟免許に係る費用の補助についてです。

愛媛県捕獲隊支援事業としまして、市内の3猟友会等に所属する各駆除隊員の大日本猟友会費、県猟友会費、狩猟免許更新料等の助成を行っております。令和2年度17万3千円、令和3年度19万5千円の助成を行いました。

次に、(3)耕作放棄地をなくするような環境づくりについてです。

鳥獣害対策は、(1)環境改善(2)防護柵(3)捕獲を総合的に実施する必要がある、農作物被害対策については(2)防護柵が最も有効な手段ですが、ご指摘いただいております市街地への出没については、里山の適正な管理や耕作放棄地の解消を含めた(1)が最も有効な手段となります。

里山の管理については、放置竹林がイノシシ等の温床となっている状況を鑑み、伐採に対する補助制度創設に向けて内部協議を進めています。以上で説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。

引き続き、4項目の進捗状況について、農地整備課からご説明をお願いしたいと思います。農地整備課大野副課長よろしくお願いいたします。

農地整備課 大野副課長

農地整備課の大野でございます。資料について確認させていただきます。総会資料の続きなので19ページと20ページが農地整備課の説明資料となるのですが、もう一つ別紙で農地課の説明資料がございます。計画的な農業生産基盤整備の実施について(説明用資料)ですがございますか。

計画的な農業生産基盤整備の実施について、説明させていただきます。総会資料は19ページを御覧ください。

お手元にお配りしております「計画的な農業生産基盤整備の実施について」の説明資料のうち、1ページ目に資料1「軽微な農地基盤整備の補助制度概要(案)」を御覧ください。

それでは説明を始めさせていただきます。

まず、軽微な基盤整備について説明させていただきます。1ページ目に資料1「軽微な農地基盤整備の補助制度概要(案)」

をご覧ください。

農地整備課では、農地の畦畔を除去し均平化を行い、小規模な農地を集積して作業効率の向上と営農意欲増進を図るための補助制度を検討しております。令和2年度より、各市町村、農業関係者へのアンケート等により情報収集を行い、補助対象者を営農意欲のある認定農業者と、認定新規就農者を対象とする素案を作成いたしました。令和3年度に、この素案について認定農業者へアンケートを行ったところ、「利用しない」との意見が半数以上であり、アンケート結果からは、素案のままでは、新規事業化は、難しい状況となりました。本年度は、再度、この素案について認定農業者へ直接赴き、ヒヤリングを行っているところでございまして、素案の趣旨、営農を取り巻く課題、作業効率の改善等について意見交換を行いました。その中で、「制度を活用したいが、土地所有者の同意が得られない。」「境界や賃借の同意が最大の課題。」「宅地化に歯止めがかからず、区画拡大が困難な農地が増加」「近隣に住宅があった場合、臭い、騒音等で耕作が困難」「休耕地となっている農地を紹介して欲しい」、「新居浜市の特産品があれば・・・」等の意見がありました。事業実施につきましては、困難な状況ではございますが、引き続き、農業者との協議を続け、ご意見を頂き、休耕地の有効活用方法についても関係機関と検討し、一人でも多くの農業従事者の方に利用して頂ける補助制度の実施に取り組んでまいります。続きまして、総会資料20ページ、農地整備課の資料2を御覧ください。

次に、新居浜市における農業生産基盤整備の予算状況について説明させていただきます。

農地整備課では、老朽化した農業用施設の維持管理及び更新については、関係土地改良区の皆様方と連携しながら計画的な支援及び事業を実施しております。

具体的には、老朽化した農業用施設について、優先順位を設定し事業を実施するなど、施設の機能の維持及び農地の有

効活用に努めているところでございます。

2 ページ、資料 2 「土地改良事業関係予算状況」を御覧ください。

令和元年～令和 4 年の予算状況をまとめたものです。順にご説明いたします。

① 県営事業負担金

資料 2 向かって左側の列、上から 2 番目の行「県営事業負担金」についてでございます。この事業は、愛媛県が実施しております、池田池、宮ノ谷大池、青木下池の耐震化対策、高柳堰下流の河床洗掘対策として護床工の整備に関する事業負担金でございます。

池田池は平成 30 年度から工事に着手しておりまして、宮ノ谷大池と青木下池は令和 2 年度から、工事に着手しております。

池田池は令和 5 年度、宮ノ谷大池は令和 7 年度、青木下池は令和 7 年度、高柳堰につきましては令和 5 年度の完成を予定しております。

高柳堰：内容としましては国領川にございます高柳堰下流の河床洗掘対策として護床工の整備を行うものです。この工事は、護床ブロックの製作と据付でございまして、令和 3 年度、完成の予定でございましたが、昨年度 8 月の集中豪雨により河床が洗掘され、据付けたブロックの一部に変状が生じたため、復旧と再度の洗掘防止工事を追加施工することとなり、工期も令和 5 年まで延長することとなりました。

② 県単独土地改良事業

次に県単独土地改良事業でございますが、本事業につきましては、農振農用地区域における受益面積 5 ha 以上で国庫補助事業の採択要件を満たさない農道及びかんがい排水施設等の整備を行うものでございます。近年は、愛媛県から事業費ベースで毎年 1 千万円の事業費を確保いたしております。

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

次に土地改良施設維持管理適正化事業でございます。本事業

は、「頭首工」、「揚水機」、「ため池」、「水路」などの団体営国庫補助土地改良事業以上で造成された施設を対象にした土地改良事業団体連合会の補助事業ございまして、近年の事業費は10,000千円程度となっております。

次に市単独土地改良事業でございます。本事業につきましては、受益面積5ha未満、及び県単独土地改良事業の適用を受けない農道及びかんがい排水施設の整備を行うものでございます。

事業の実施に当たりましては、各土地改良区から優先順位を附した要望をいただきまして、協議のうえ、地域の実情に応じた生産基盤施設の整備を行っております。

令和元年以降は毎年7千万円台で推移しております。各改良区が実施する土地改良施設の改修工事への補助金です。

⑤農道維持管理事業

次に農道維持管理事業でございます。本事業は、農業用施設の修繕、水路等の浚渫や除草、農道舗装や交通安全施設などの整備を行うもので、施設の機能低下防止及び延命化、施設に起因する事故等の発生防止を図るものでございます。近年は、8千万円～1億円程度の予算を確保いたしております。

事業の実施につきましては土地改良区及び自治会または市民などから頂いた要望をもとに、緊急性の高いものを対象としております。

⑥ため池整備事業

次にため池整備事業でございます。本事業は、新居浜市が事業主体となり実施するもので、老朽化により決壊の危険を有しているため池の改修を行い、農業用水の安定的供給と洪水による災害を未然に防止し、また、今後、利用する見込みのない池については、廃止する事業でございます。

萩生河の北地区にある芳谷池、大生院戸屋の鼻地区にある宮ノ下池の2池を予定してございまして、芳谷池は、老朽化対策工事、宮ノ下池は、ため池の廃止工事でございます。本年度は、芳谷池、宮ノ下池ともに測量実施設計を実施しており

ます。

芳谷池の改修工事は、令和7年度まで、宮ノ下池の廃止工事については、令和5年度の完成を予定しております。

次に3ページ資料3「施設整備状況」をお開きください。

本表は、各事業別の施設整備の取り組み状況を示したものでございます。

①県単独土地改良事業

資料3、向かって左の列、上から2番目の行、県単独土地改良事業についてでございます。この事業は、令和元年度から令和4年度については宇高地区のかんがい用水路の改修を、令和2年度は、柳谷下池・中池の堤体補修工事を実施しております。近年の事業費枠は平均で10,000千円程度となっております。

②土地改良施設維持管理適正化事業

次に、土地改良施設維持管理適正化事業は、令和元年度以降、計11件、総事業費51,450千円となっておりますが、近年の事業費枠は平均で10,000千円程度となっております。

③市単独土地改良事業

次に、市単独土地改良事業でございます。

本事業につきましては、現在、事業実施中のため令和元年～令和3年の3カ年でとりまとめております。

令和元年度は計44件、事業費78,999千円、令和2年度は計37件、事業費67,942千円、令和3年度は計33件、事業費68,623千円となっております。

令和4年度については、予算額69,000千円を確保し、現在、事業実施中です。

説明は以上でございます。

限られた予算ではございますが、効果効率的な整備を進め、引き続き農業支援に取り組んでまいります。

藤田会長

ありがとうございました。ただいまご説明をいただきました意見書の進捗状況について、御質問等ございませんか。

藤田会員

村上委員。

村上委員

農地整備課に質問です。個人の田の畔の水路と石垣についてですが、イノシシやタヌキ等が水路へ這い上がるために石を落とすんです。その補修は個人で行わなくてはいけないのですか、それとも改良区を通して、農地整備課へお願いしたらいいのでしょうか。補修方法を教えて下さい。

農地整備課

大野副課長

質問の法面の管理がどこになるのかですが、法面の所管、すなわち所有者が誰であるかが大切かと思います。

村上委員

畑の土手なので、個人の田の畦道の下に水路があるところ
です。

藤田会長

畑の法面であれば個人の管理ですし、そこに農道があつて畦道が公道とか法定外公共物であれば、改良区の管理かと思われ
ます。さきほど副課長が言われたように土地の所有によって、個人の土地であれば個人で、大規模な補修であれば改良区への要望となると思うのですが、担当の部署はどこかの判断は個々によるので非常に難しいか
と思います。最終的には個人と改良区との話になるものと思います。

村上委員

イノシシなどの鳥獣により壊されても個人での補修になる
ということですか。

農地整備課

大野副課長

具体的に施設がどこが管理するかによると思うのですが、おっしゃられたように今イノシシ等による鳥獣被害が農業用施設について多いのが現状でございます。改良区が管理する水路や農道
でございましたら極力草が生えないような対策等が最も大事ではないか
と思います。改良区の施設や、法定外公共物でありましたら市において何らかの対策はしたいと思
っております。

村上委員

要は改良区へ相談するということですね。例えば、石が水路に入っていたが個人所有だから誰も補修せずに大雨が降った時に水が溢れて下に流れないという危険性は十分にあるか
と思いますが、そういう際は、どこに相談すればよいですか。

農地整備課

大野副課長

そういう事例がございましたらまずは、農地整備課で構わないのでご一報いただきましたら、職員が現地を見させていただき対応を考えたいと思います。石の被害によるご心配は先程も申し上げたようにすごく多い事例になっておりますので、ご一報いただければ調査をさせていただいて、相談させていただければと思います。

村上委員

藤田会長

はい、分かりました。

他にございませんか。

今、23期の意見書について担当課からご説明をいただきました。農林水産課への要望については毎年同じであり、3年ごとの進捗が進んでいないため意見書により行政で取り組んでいただきたいということでございます。今日の報告や農地整備課ではいろいろな整備も進んでおりますが現場の声を聞くと我々がこうすればいいのではないかという意見書を申し上げますが担当課で現場において話を聞くと利用権が設定されていたり境界が分からないなど意見書の実現に向けて難しい問題が多々あるのが現状ではないかと思っております。省力化のために我々が行政に意見書を提出しておりますが、現状は難しいというのが率直な感想です。農林水産課と農地整備課に今の進捗状況を説明していただきました。今の説明を踏まえ我々24期は7月19日が任期満了でございますので、それまでに案をまとめて意見書を市長へ提出したいと考えております。今日の説明を基にしてこれから意見書の作成に取り組んでいかなければなりませんので、今後、委員会で意見をまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

本日はお忙しい中、農林水産課及び農地整備課の職員の方々には、新居浜市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございました。

引き続き、第24期意見書のテーマ決めを行いたいと思いますので、会の途中ですが、ここで農林水産課、農地整備課の職員の方には退席していただきますので、御了承願います。

(農林水産課、農地整備課職員退席)

(休憩)

それでは、テーマについて話し合いをしたいと思います。

第23期の意見書では、担い手の確保と育成、地産地消の推進と食育の充実、有害鳥獣対策支援策の強化、計画的な農業生産基盤整備の実施の4つのテーマで意見しておりました。いずれも重要なテーマであり、我々もこれは引き継ぐべきかと思えます。まずは、第24期の意見書の軸となるテーマについて協議を行いたいと思います。

これまで同じようなことを毎回、意見書に記載しているのではないかという意見もございますが、その辺が解決していないということで内容についても協議をいただいて意見書を提出しているというようなことをございます。次回の総会に向けて協議をしていきたい、本日はその理解をさせていただいて今日の説明を基にして次回に意見書の作成について取り組んでいきたい、そういう方向でよろしいでしょうか。

なお、今回配布した資料は、次回以降の「意見書の作成」が議題の時の総会で使用しますので、持参していただくようお願いいたします。

以上をもちまして、第32回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員